



2022年5月13日

各 位

会 社 名 平田機工株式会社
代表者名 代表取締役社長 平田 雄一郎
(コード番号：6258)
問合せ先 取締役常務執行役員
管理本部長 藤本 靖博
兼 内部統制・SDGs 担当
(電話 096-272-5558)
(URL <https://www.hirata.co.jp>)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第71回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する現行定款第15条は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、現行定款の付則を削除し、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月24日(予定)
定款変更の効力発生日 2022年6月24日(予定)

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<p><u>第 15 条 (参考書類等のインターネット開示)</u> <u>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 15 条 (株主総会参考書類等の電子提供措置等)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p><u>付則</u> <u>本定款の変更は、決議の時より施行する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>現行定款第 15 条 (参考書類等のインターネット開示) の削除および変更後定款第 15 条 (株主総会参考書類等の電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに定める改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下、「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

以上